

## 知的財産保護・活用推進事業実施要領

制定 平成27年 月 日 26食産第 号  
農 林 水 産 省 食 料 産 業 局 長 通 知

### 第1 目的

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類欄のIの5の（1）の知的財産保護・活用推進事業の実施については、実施要綱及び農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱（平成24年4月20日付け23食産第4051号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

### 第2 事業実施主体

1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の18の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

#### （1）第3の1の事業

民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合及び事業協同組合並びに法人格を有さない団体であって事業承認者（実施要綱第5の1の事業承認者をいう。以下同じ。）が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）

#### （2）第3の2の事業

民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合及び事業協同組合並びに特認団体

#### （3）第3の3の（1）の事業

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、企業組合、事業協同組合、食品事業者、農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びに特認団体

#### （4）第3の3の（2）の事業

農林漁業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人及び地方独立行政法人並びに次に掲げる全ての要件を満たす事業化共同体（コンソーシアム）

- ① 上に掲げる者（事業化共同体（コンソーシアム）を除く。）を構成員とし、これらのうちのいずれかが代表団体として選定されていること。
- ② 代表団体が、本事業に係る補助金交付の全ての手続等を担うこと。
- ③ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- ④ 事業年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

#### （5）第3の4の（1）の事業

農林漁業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、特許業務法人、公益社団法人、

公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人及び独立行政法人

(6) 第3の4の(2)の事業

民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、地方独立行政法人及び地方公共団体並びに特認団体

2 特認団体は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 主たる事務所の定めがあること。
- (2) 代表者の定めがあること。
- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- (4) 事業年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

3 特認団体の承認を受けようとする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて事業承認者に提出するものとする。

### 第3 事業の内容等

本事業の内容及び交付要綱第1の事業の経費のうち補助対象となる経費の範囲は、次のとおりとする。

なお、本事業における知的財産とは、商標権、特許権、意匠権、実用新案権又は育成者権を既に取得しているもの及び取得しようとしているものに加え、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）に基づく特定農林水産物等の名称の保護に関する制度（以下「地理的表示保護制度」という。）に登録しているもの及び登録しようとしているもの並びに古くからある伝統野菜等の植物品種、動物の遺伝資源、地域ブランド、食文化・伝統文化、生産・製造技術等の権利法制に該当しないものを含むものとする。

#### 1 地理的表示保護制度推進事業

地理的表示保護制度は、今までの知的財産制度とは異なり、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品（以下「地域産品」という。）のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称が付されているものについて、その名称を地理的表示として保護する制度であるため、登録申請に当たっては、地域産品の特性と地域との結び付き等を説明した明細書のほか、産地・生産者団体等自らが、その構成員が明細書に適合した生産を行っているか否かを確認する生産行程管理業務規程等を新たに策定する必要がある。

このような新しい取組に対して、産地や生産者団体等からの登録申請に係る疑問点や相談に的確に対応することにより本制度への登録申請を促進するほか、本制度の普及・啓発を図ることを目的として以下の取組を行う。

(1) 相談体制整備

地理的表示保護制度への登録申請に際して不可欠な明細書の作成や生産行程管理業務規程の策定に当たっての疑問点その他登録申請に際して生じる疑問点、問題点等に的確に対応するための窓口担当者を次に掲げるブロックごとに配置し、産地や生産者団体等からの要望に応じたきめ細やかな対応を行うなど、本制度への登録申請を支援するために必要な活動を行う。

北海道ブロック（北海道）

東北ブロック（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

関東ブロック（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）

北陸ブロック（新潟県、富山県、石川県、福井県）

東海ブロック（岐阜県、愛知県、三重県）

近畿ブロック（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

中国四国ブロック（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

九州ブロック（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

沖縄ブロック（沖縄県）

（補助対象経費）

相談員謝金・旅費、専門家謝金・旅費、印刷製本費、通信運搬費、リース代（パソコン、電話、FAX）、消耗品費、賃金・旅費等

## （2）説明会の開催

地理的表示保護制度の認知度を高め、制度利用の促進を図るため、都道府県単位等で制度の内容や申請登録状況等に関する説明会を行う。

（補助対象経費）

講師謝金・旅費、相談員謝金・旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、会場借料、賃金・旅費等

## （3）検討会の開催

全国で統一的な相談対応を実施するため、相談対応の方針等を策定し、窓口対応者のための研修、資料の作成等を行う。

（補助対象経費）

相談員謝金・旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、賃金・旅費等

## 2 知的財産発掘・活用推進事業

地域では一定の知名度があるものの全国的には知名度が低いことにより、地域に隠れたままになっている地域ブランド産品等の魅力をブラッシュアップするため、これらの新たな活用に向けたインフラ整備（知的財産に関する調査やデータベースの構築）等を行うことによって、地域活性化を推進することを目的として以下の取組を行う。

### （1）全国段階における活動

#### ① 知的財産発掘・活用推進全国協議会の設置・管理・運営

（1）及び（2）の実施方針、内容等について協議するため、農林水産物・食品の地

域ブランド化等に取り組む者やこれらを支援する者等を構成員として知的財産発掘・活用推進全国協議会（以下「全国協議会」という。）を設置し、及び運営する。

また、本事業の趣旨に賛同する会員の募集や会員への定期的なメールマガジン等の発信も併せて実施する。

（補助対象経費）

委員謝金・旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、賃金等

② 知的財産の発掘調査

全国の農林水産物・食品の知的財産情報を収集するため、関係者へのアンケート調査で得た情報や、弁理士、食品流通の専門家等の知見を活用し、全国各地の知的財産について派遣調査等を行う。

（補助対象経費）

専門家派遣旅費、調査旅費、賃金、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、調査分析費等

③ データベースの整備・活用

②の結果をデータベースとして整備し、知的財産に関心を有する全ての関係者が情報を利用することができるようホームページ等で公表する。

（補助対象経費）

資料購入費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃金、調査旅費、ホームページ作成費等

④ 展示・商談会の開催

データベースに載せられた全国の農林水産物・食品の知的財産情報に基づいて展示・商談会を開催し、農林水産物・食品の隠れた知的財産の魅力を広く普及する。

（補助対象経費）

委員謝金・旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、運営員費・旅費、賃金・旅費等

(2) 地域段階における活動

① 地域協議会の設置・管理・運営

地域において②及び③を効率的に実施するため、地方自治体の担当者等を構成員とした地域協議会をブロック（1の（1）に掲げるブロックをいう。以下同じ。）ごとに設置し、及び運営する。

（補助対象経費）

委員謝金・旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、報告書作成費、賃金・旅費等

② 地方セミナーの開催

知的財産の専門家による講演やブランド化のための相談対応、情報交換会等を盛り込んだ地方セミナーを、ブロックごとに少なくとも1回は開催するものとする。

（補助対象経費）

委員謝金・旅費、講師謝金・旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、賃金・旅費等

③ 知的財産マネジメント能力を有する人材の育成

農林漁業者や食品産業関係者を対象とした知的財産マネジメントの能力を有する人材

を育成するための研修会を開催する。なお、研修会に用いる人材育成マニュアル（平成26年度作成）は、随時見直しを行うこととする。また、研修会は、地方セミナー等と併せて実施することができるものとする。

（補助対象経費）

委員謝金・旅費、講師謝金・旅費、会場借料、事例調査費、原稿料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、賃金・旅費等

### 3 知的財産活用ビジネスモデル構築事業

#### （1）知的財産総合活用事業

地域の農林水産物・食品に係るブランドの構築及びその利活用による地域活性化を図ることを目的として、育成者権や栽培ノウハウ等の知的財産を総合的に活用したブランド化戦略を策定するため、以下の取組を行う。

##### ① 検討委員会の開催

地域の農林水産物・食品のブランド構築により地域の活性化に取り組もうとする当該製品の生産者、販売業者及び流通業者、地方公共団体等を構成員とした検討委員会を設け、製品について、②及び③を通じて得た情報及び知見を参考に、育成者権や商標権、栽培ノウハウ等の知的財産を総合的に活用したブランド構築とその利活用による地域活性化を図るためのブランド化戦略を策定するための検討を行う。

（補助対象経費）

委員謝金・旅費、会場借料、会議費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、賃金等。ただし、本事業の取組の情報発信でなく、価格等を表示した販売促進のために実施するPR活動としてのポスター、パンフレット等の作成及び新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等マスメディアによる宣伝・広告等に係る経費並びに商標権等の登録に係る経費は、補助の対象外とする。

##### ② 知的財産活用に係る調査

ブランド化した製品について、知的財産を活用した新たなビジネスモデルを構築するなど、新たな知的財産としての活用策の検討に必要な先進事例調査等を行う。

（補助対象経費）

調査旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、資料購入費、賃金等

##### ③ 知的財産活用に係る専門家への相談

育成者権や商標権、栽培ノウハウ等の知的財産を総合的に活用したブランド構築とその利活用策について、知的財産専門家等の外部有識者への相談を行う。

（補助対象経費）

謝金・旅費、通信運搬費、消耗品費、賃金・旅費等

#### （2）農業IT知的財産活用実証事業

IT技術によってデータ化された熟練農家のノウハウについて、知的財産として、その帰属や保護・活用のあり方等を定めたガイドラインを策定することにより、熟練農家のノウハウの円滑な継承、地域の農業技術の高度化、農業者の所得機会の創出及び農業周辺産業の振興を図るため、以下の取組を行う。

① 検討会開催等事業推進費

I Tにより蓄積された農業関連データを、農業資材・機械といった農業周辺産業の商品とセットにした新商品・サービスを展開する際に、熟練農家、メーカー、一般農家等の関係者が、知的財産面での貢献度に応じた収益等を享受できるようなガイドラインを策定するため、これらの農業関連データの知的財産上の取扱いに関する検討会を開催する。検討に当たっては、③の実証過程で得られた知見及び結果を活用するものとする。

(補助対象経費)

委員謝金・旅費、謝金(検討の内容を弁護士又は弁理士に相談するためのものに限る。)、会場借料、印刷製本費、賃金・旅費、通信運搬費、消耗品費等

② 普及啓発セミナー開催費

I Tにより蓄積された農業関連データの知的財産としての価値及びその活用の可能性を普及・啓発するため、農林漁業者、農業周辺産業関係者、I T関連事業者等を対象とするセミナーを開催する。

(補助対象経費)

講師謝金・旅費、会場借料、印刷製本費、広告宣伝費、通信運搬費等

③ モデル実証事業費

熟練農家、メーカー、一般農家等の関係者が一体となって、I T技術によってデータ化された熟練農家のノウハウを活用することで高度化された生産方法の実証を行う。実証過程で得られた知見及び結果は、①の検討会における検討に反映させるものとする。

(補助対象経費)

機材機器賃料、謝金(実証を行った農林漁業者に対するものに限る。)、旅費、賃金、通信運搬費、機材機器購入費(リース対応等ができないときに限る。)、消耗品費等。ただし、この補助金は、単なる機器の購入を目的として交付されるものではないため、事業実施上必要と認められない機材機器購入費は、補助対象外とする。

4 知的財産を活用した国際展開の推進事業

(1) 国際展開推進事業

農林水産物・食品の国際展開に際しての知的財産の保護の必要性、保護の方法等について、対応事例等の共有により都道府県等関係者の認識を高めることを目的として、以下の取組を行う。

① 農林水産物・食品に係る知的財産の保護のための会議の開催

海外での第三者による商標出願等に対する共同対応を促進するためには、構成員間での知的財産保護に関する情報共有を図る必要があることから、都道府県等の関係者や専門家からなる会議(農林水産・食品知的財産保護コンソーシアム)を開催し、②から⑥までの取組の検討を行う。

また、地域ブランド化した農林水産物・食品の知的財産侵害に対処する事業者に対する知的財産制度に係る支援も行う。

(補助対象経費)

講師謝金・旅費、会場借料、印刷製本費、賃金・旅費、通信運搬費、消耗品費等

② 海外における知的財産制度等の調査

海外における知的財産制度、農林水産物・食品の模倣品の発生状況等に関する現地調査及び文献調査を実施し、関係者向けに情報提供を行う。

(補助対象経費)

調査員手当・旅費、資料購入費、翻訳料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費等

③ 地方セミナーの開催

中国、台湾その他海外における商標の取扱いや侵害対策に関する相談、関連情報の共有や知的財産保護の重要性に係る意識啓発を行うため、学識経験者、弁護士、弁理士等の専門家等を招へいし、関係者向けの地方セミナーを開催する。

開催に当たっては、2の(2)の②の地方セミナーとの連携も検討するものとする。

また、会員の要望に応じて、関係者向けの地方セミナーを開催するものとする。

(補助対象経費)

講師謝金・旅費、会場借料、印刷製本費、賃金・旅費、通信運搬費、開催案内作成費、消耗品費等

④ 共同対応支援

知的財産侵害について外国政府機関等への働きかけを行うために必要な情報の収集及び資料の作成を行うとともに、関係者による対策会議を開催する。

また、コンソーシアムの会員たる都道府県等の関係者に商標監視体制の整備を促すため、海外における商標出願及び登録状況の監視に係る実施方針を作成し、監視業者を選定するとともに、取り組みやすい監視方法の紹介、本契約に係る契約書作成の支援等を実施する。

併せて、監視の方法及び結果を会員間で共有するためのサンプル調査を実施する。

(補助対象経費)

出席謝金・旅費、会場借料、印刷製本費、監視調査費、資料購入費、通信運搬費、消耗品費、賃金・旅費等

⑤ 食品企業の知的財産担当OB等を活用した国別担当者の設置

食品企業の知的財産担当OB等を活用して国別に担当者を決め、担当国ごとの食品等に関する侵害事案等の相談対応を行うほか、権利侵害等の現地調査、情報収集・提供等を行う。

(補助対象経費)

謝金・旅費、資料購入費、翻訳料、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費等

⑥ 知的財産権を活用した新たな海外展開ビジネスモデルの普及

育成者権、商標権等の複数の知的財産を活用し、例えば権利許諾によりロイヤリティー収入を確保するなどの方法により国際展開を目指す新たなビジネスモデルについて、その事例を体系化し普及を図る。

(補助対象経費)

委員謝金・旅費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、開催案内作成費、消耗品費、賃金、調査旅費等

(2) 品種保護に向けたDNA品種識別技術実用化事業

我が国の輸出農産物を適切に保護し、輸出機会の拡大を図ることを目的として以下の取組のいずれかを行う。

① DNA品種識別技術の実用化

輸出する農産物の品種をDNAレベルで識別する技術（DNA品種識別技術）の開発を行う。

（補助対象経費）

検討会謝金・旅費、資料製本費、研究員手当、試薬購入費、設備の賃借料、機器備品費、会議費等。ただし、この補助金は、単なる機器の購入を目的として交付されるものではないため、事業実施上必要と認められない機器備品費は、補助対象外とする。

② DNA品種識別技術の妥当性の確認

輸出する農産物のDNA品種識別技術について、第三者による別の施設における再現性の確認を通じて、当該技術の妥当性を確認する。

（補助対象経費）

検査機関の検査員手当、分析検体の購入費、試薬購入費、会議費等

③ 産地判別技術の実用化

無機成分組成や安定同位体から農産物の産地を判別する技術（産地判別技術）の開発を行う。

（補助対象経費）

検討会謝金・旅費、資料製本費、研究員手当、試薬購入費、設備の賃借料、機器備品費、会議費等。ただし、この補助金は、単なる機器の購入を目的として交付されるものではないため、事業実施上必要と認められない機器備品費は、補助対象外とする。

#### 第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成27年度とする。

#### 第5 採択基準等

実施要綱第4の1の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

##### 1 共通事項

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らして適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

##### 2 第3の1の地理的表示保護制度推進事業

- (1) 地理的表示保護制度をはじめとする各種知的財産に関する知見があり、地域産品に係る本制度の登録申請を支援できるような能力を備えていること。
- (2) ブロックごとに相談窓口担当者を配置し、全国統一的に窓口を運営することが可能であること。

##### 3 第3の2の知的財産発掘・活用推進事業

- (1) 農林水産物・食品やその製造技術等を活用することによる事業化の可能性を判断する能力、それらの魅力を発見し、及び説明する能力、各種知的財産権の取得を支援する能力等を備えていること。



- (2) 広範な地域で多種にわたる知的財産を発掘するため、農林水産物・食品関係の知的財産情報を集積している機関（地方公共団体を含む。）との連携等を行う人員及び調整能力を備えていること。
- (3) 全国の知的財産をデータベース化し、これをホームページに掲載するに当たって、適切な情報管理を行う体制を有すること。
- (4) データベース化した知的財産の活用による事業効果（売上高の増加等）その他の経済効果等を分析する能力を有していること。

#### 4 第3の3の知的財産活用ビジネスモデル構築事業のうち（1）の知的財産総合活用事業

- (1) 新たなビジネスモデルを構築しようとする農林水産物・食品の1品目に対して、知的財産が2件以上存在すること。
- (2) (1)の知的財産のうち少なくとも1件は、地理的表示又は商標権、地域団体商標権、特許権、意匠権、実用新案権、育成者権その他の権利化された知的財産（これらを取得しようとしている場合を含む。）であること。
- (3) ビジネスモデルの構築に際して、対象となる地域ブランド産品や地域と産品の結びつき等の特徴を紹介することができるものとして整理すること。
- (4) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

#### 5 第3の3の知的財産活用ビジネスモデル構築事業のうち（2）の農業IT知的財産活用実証事業

- (1) 事業実施に関わる全ての関連事業者が当該事業の実施に必要な関係法令に基づく許可、認可等を得ており、又は得ることが確実と見込まれること。
- (2) ガイドラインを策定するために必要な関連事業者・団体等との調整・連携を図ること。

#### 6 第3の4の知的財産を活用した国際展開の推進事業のうち（1）の国際展開推進事業

- (1) 中国、台湾その他海外における知的財産権制度等について最新の知見を十分に有していること。
- (2) 海外における知的財産権制度の調査について豊富な経験を有する人材（海外展開食品企業の知的財産担当OB等）を確保し、かつ、事業実施に必要な調整を行う能力を備えていること。
- (3) 会議の開催・運営について豊富な経験を有していること。
- (4) 農林水産分野の知的財産の侵害及びその対抗措置に関する情報を収集し、及び分析するとともに、関係者に適切な提案を行う能力を備えていること。

#### 7 第3の4の知的財産を活用した国際展開の推進事業のうち（2）の品種保護に向けたDNA品種識別技術実用化事業

- (1) 開発した技術の内容の公開が可能であること。
- (2) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

## 第6 事業実施手続

### 1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施計画は、別記様式2により作成し、事業承認者に承認を申請するものとする。ただし、事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく補助金変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

## 2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の事業承認者が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1のIの5の(2)の知的財産保護・活用推進事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

## 3 事業の委託

事業実施主体は、本事業の一部を他の者に委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画の別添1から別添6までの総括表の「事業の委託」の欄に記載し、事業承認者の承認を得るものとする。ただし、委託の範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない（第3の4の(2)際展開推進事業のうち品種保護に向けたDNA品種識別技術実用化事業を除く。）。

- (1) 委託先が決定しているときは、その名称
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

## 第7 事業実施状況等の報告及び指導

### 1 事業実施結果の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画（別記様式2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業承認者に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

### 2 事業実施状況の報告

事業承認者は、1の規定にかかわらず、必要に応じ、事業実施年度の途中、事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

### 3 指導

事業承認者は、2の規定による事業実施状況の報告の内容について検討し、事業の成果目標に対する達成状況が立ち遅れていると判断する場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行う等の必要な措置を講じるものとする。

## 第8 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の

1 2月末日時点における交付要綱別記様式第4号の補助金遂行状況報告書を作成し、同年度の1月末日までに正副2部を交付決定者（交付要綱第3の2に規定する交付決定者をいう。）に提出するものとする。

ただし、交付要綱第11の規定に基づき概算払を受けようとする場合には、交付要綱別記様式第5号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

## 第9 事業収益状況の報告

第3の3の知的財産活用ビジネスモデル構築事業のうち（2）の農業IT知的財産活用実証事業及び4の知的財産を活用した国際展開の推進事業のうち（2）の品種保護に向けたDNA品種識別技術実用化事業の事業実施主体は、実施要綱第9の1の規定に基づき、事業に係る企業化、本事業に係る特許権等（特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、商標権、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び育成者権をいう。以下同じ。）の譲渡、当該特許権等を利用する権利の設定等、事業を実施することにより収益が生じたとき（事業の一部を事業実施主体から受託する団体（以下「受託者」という。）において収益が生じたときを含む。）は、発生した収益の状況について、事業終了年度の翌年度以降5年間、毎年度、別記様式3により事業収益状況報告書を作成し、各年度終了後3月以内に事業承認者に提出するものとする。

なお、事業承認者は、特に必要と認めるときは、報告を求める期間を延長することができるものとする。

## 第10 収益納付

1 第3の3の知的財産活用ビジネスモデル構築事業のうち（2）の農業IT知的財産活用実証事業及び4の知的財産を活用した国際展開の推進事業のうち（2）の品種保護に向けたDNA品種識別技術実用化事業の実施主体は、事業に係る企業化、特許権等の譲渡、当該特許権等を利用する権利の設定等により当該事業実施主体又は受託者が相当の収益を得たと認められるときは、実施要綱第9の2の規定に基づき、交付された補助金の額を限度として、次の（1）及び（2）により算定した額を国庫に納付するものとする。

（1）本事業に係る企業化により収益が生じた場合の納付額は、次の算式により算定した額とする。

$$\text{納付額} = (\text{収益の累計額} - \text{補助事業の自己負担}) \times (\text{補助金総額} / \text{企業化に係る総費用}) \times \text{企業化利用割合} - \text{前年度までの納付額}$$

- ① 式中の「収益の累計額」とは、補助事業の成果に係る製品ごとに算出される営業損益の当該年度までの累計額をいう。
- ② 式中の「企業化に係る総費用」とは、補助金総額、補助事業の自己負担額及び当該製品の製造に係る設備投資等に要した費用の合計額をいう。
- ③ 式中の「企業化利用割合」とは、製品全体の製造原価に占める補助事業の成果物の製造原価の割合をいう。

（2）本事業に係る特許権等の譲渡、当該特許権を利用する権利の設定等により収益が生じた

場合の納付額は、次の算式により算定した額とする。

納付額＝（収益の累計額－補助事業の自己負担）×（補助金総額／補助事業に関連して支出された技術実証費又は開発費の総額）－前年度までの納付額

- ① 式中の「収益の累計額」とは、特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等により生じた収益額の当該年度までの累計をいう。
- ② 式中の「補助事業に関連して支出された技術実証費又は開発費の総額」とは、補助金総額、補助事業の自己負担額及び当該特許権等を得るために要した補助事業以外の技術実証費又は開発費の合計額をいう。

- 2 収益納付すべき期間は、補助事業の終了年度及び事業終了年度の翌年度以降5年間とする。ただし、事業承認者は、特に必要と認める場合にあっては、収益納付すべき期間を延長することができるものとする。
- 3 収益納付の期限は、農林水産大臣が納付を命じた日から20日以内とする。

## 第11 その他

### 1 事業実施上留意すべき事項

#### (1) 第3の1の地理的表示保護制度推進事業

- ① 説明会の開催に当たっては、当該ブロックを管轄する地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）及び管内都道府県と、それぞれ連携して行うものとする。
- ② 相談窓口業務及び相談対応に関しては、ブロックごとに内容に差異がないように実施するものとする。また、相談状況等については、定期的に農林水産省及び地方農政局に報告するものとする。
- ③ 窓口対応者に対する研修は、事業開始初期に行うものとする。
- ④ 事業実施主体は、本事業による制度の浸透状況についても検証を行うものとする。
- ⑤ 事業実施主体は、本事業の実施により知り得た情報を第三者に漏らさないよう、情報の管理に関する規程を設け、これに基づいて当該情報を厳重に管理するとともに、情報を収集した結果を本事業の目的以外で使用してはならないものとする。

また、事業実施主体が取りまとめた相談対応に関する資料は、事業終了後（翌年度に事業を継続して実施する場合を除く。）、翌年度の事業実施主体に引き渡すものとする。さらに、得られた情報を第三者に開示してはならないものとする。

#### (2) 第3の2の知的財産発掘・活用推進事業

- ① 全国協議会を設置する際には農林水産省と、地域協議会を設置する際には当該ブロックを管轄する地方農政局と、それぞれ連携して行うものとする。
- ② 本事業は、事業実施期間後の自立化を目指すものであり、そのための準備（会員への周知等）を積極的に行うものとする。
- ③ 実施実施主体は、本事業の取組に関する現場への浸透状況についても検証を行うものとする。

- ④ 事業実施主体は、本事業の実施により知り得た情報を第三者に漏らさないよう、情報の管理についての規程を設け、これに基づいて当該情報を厳重に管理するとともに、情報を収集した結果を本事業の目的以外で使用してはならないものとする。
- (3) 第3の4の知的財産を活用した国際展開の推進事業のうち(1)の国際展開推進事業
- ① 地方セミナーを開催する際には、当該ブロックを管轄する地方農政局と連携して行うものとする。
- ② 事業実施主体は、本事業の実施により知り得た情報を第三者に漏らさないよう、情報の管理についての規程を設け、これに基づいて当該情報を厳重に管理するとともに、アンケート等により農林水産・食品知的財産保護コンソーシアム会員から収集した情報については、本事業の目的以外で使用してはならないものとする。
- また、事業終了後(翌年度に事業を継続して実施する場合を除く。)、その情報を農林水産省に報告するとともに、事業実施主体が所有し、又は使用する電子計算機及び記録媒体から削除するものとする。
- さらに、事業実施中及び事業実施後において、農林水産・食品知的財産保護コンソーシアム会員から得られた情報は、第三者に開示してはならないものとする。
- (4) 第3の4の知的財産を活用した国際展開の推進事業のうち(2)の品種保護に向けたDNA品種識別技術実用化事業
- 本事業の実施に当たり、単価が50万円以上の機器を取得しようとする場合には、第6の1の事業実施計画の承認申請の際に、カタログ等機器の概要及び価格を示す資料を添付するものとする。

## 2 事業実施状況等の報告以外での成果報告等

### (1) 第3の1の地理的表示保護制度推進事業

事業実施主体は、第7の1の報告に併せて、個人情報に十分配慮した上、相談内容の詳細及びその対応の経緯・状況、引き継ぐべき注意事項等を取りまとめ、事業承認者に対し報告するものとする。

### (2) 第3の2の知的財産発掘・活用推進事業

事業実施主体は、第7の1の報告に併せて、協議会等の運営報告や発掘調査等の結果、収集したデータベースの利活用の状況、地方セミナーの実績等について取りまとめ、事業承認者に報告するものとする。

### (3) 第3の3の知的財産活用ビジネスモデル構築事業のうち(1)の知的財産総合活用事業

事業実施主体(受託者も含む。)は、事業実施中及び事業実施後3年以内に知的財産権を取得したときは、取得した知的財産権について資料等を取りまとめ、事業承認者に報告するものとする。

### (4) 第3の3の知的財産活用ビジネスモデル構築事業のうち(2)の農業IT知的財産活用実証事業

① 事業実施主体は、事業成果を取りまとめた報告書(要旨及び本編から成るもの)を作成し、事業終了年度の翌年度の5月末までに事業承認者に提出するものとする。

② 事業実施主体は、事業成果について、新聞、図書、雑誌論文、インターネット等で公

表するものとする。

③ 事業実施主体は、事業承認者が事業の成果を普及しようとするときは、これに協力するものとする。

(5) 第3の4の知的財産を活用した国際展開の推進事業のうち(1)の国際展開推進事業

事業実施主体は、第7の1の報告に併せて、事業報告書及び第3の4の(1)の②の海外現地調査で収集した画像データ等の資料を取りまとめ、事業承認者に報告するものとする。なお、農林水産省が使用する場合には、事業実施主体は、これらの著作物に係る権利を主張しないものとする。

(6) 第3の4の知的財産を活用した国際展開の推進事業のうち(2)の品種保護に向けたDNA品種識別技術実用化事業

事業実施主体は、第7の1の報告に併せて、DNA品種識別技術又は産地判別技術の開発成果(マニュアル等)、DNA品種識別技術の妥当性の確認結果等を取りまとめ、事業承認者に報告するものとする。

### 3 特許権等の帰属等

(1) 事業実施主体が本事業の成果により得た特許権等は、次の①から③までの条件を確認するための別記様式4により作成する確認書を事業実施主体が事業承認者に提出することによって、事業実施主体に帰属させることができるものとする。

① 事業実施主体は、特許権等の出願及び取得の後、遅滞なく、当該出願又は取得の状況について、別記様式5により報告書を作成し、事業承認者に提出するものとする。

② 事業実施主体は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾するものとする。

③ 事業実施主体は、当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾するものとする。

(2) 受託者が得た特許権等は、事業実施主体と受託者との協議により受託者に帰属させることができる。ただし、受託者は、あらかじめ、事業実施主体に対して、(1)の①から③までと同様の条件を確認しなければならない。

(3) 事業実施主体が本事業の成果により得た特許権等を譲渡する場合及び利用を許諾する場合には、事業承認者の承諾を得るものとし、かつ、当該譲渡又は利用の許諾を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約書等において定めるものとする。

なお、(2)の規定により受託者に帰属した特許権等についても、同様の取扱いとする。

### 附 則

1 この要領は、平成27年〇月〇日から施行する。

2 知的財産の総合的活用の推進事業実施要領(平成25年5月16日付け25食産第371号食料産業局長通知)は、廃止する。

3 廃止前の2に掲げる通知により平成26年度までに実施した事業については、なお従前の例によ

る。

別記様式1（第2関係）

番 号  
年 月 日

事業承認者 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

特 認 団 体 承 認 申 請 書

- 1 事業名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度（月～月）

7 構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・中 小企業の別	従業員数	資本金	年間販売額	主要事業	備考

(注) 生産者団体等については、これに準じた様式とすること。

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項

11 添付書類

- (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画、収支予算等
- (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議、調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
- (3) その他参考資料



別記様式2（第5・第6関係）

平成 年度〇〇〇〇〇〇事業実施計画の（変更、中止、廃止の承認）申請書

番 号  
年 月 日

事業承認者 殿

所在地  
団体名  
代表者の役職及び氏名 印

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知）第5の1に基づき、関係書類を添えて、承認（変更、中止、廃止の承認）を申請する。

※ 注1 〇〇〇〇〇〇には、次のうち該当する事業名を記入すること。

- ・地理的表示保護制度推進事業
- ・知的財産発掘・活用推進事業
- ・知的財産活用ビジネスモデル構築事業（知的財産総合活用事業）
- ・知的財産活用ビジネスモデル構築事業（農業IT知的財産活用実証事業）
- ・知的財産を活用した国際展開の推進事業（国際展開推進事業）
- ・知的財産を活用した国際展開の推進事業（品種保護に向けたDNA品種識別技術実用化事業）

注2 関係書類として、次のものを添付すること。

- ・地理的表示保護制度推進事業にあっては別添1及び参考書類
- ・知的財産発掘・活用推進事業にあっては別添2及び参考書類
- ・知的財産活用ビジネスモデル構築事業（知的財産総合活用事業）にあっては別添3及び参考書類
- ・知的財産活用ビジネスモデル構築事業（農業IT知的財産活用実証事業）にあっては別添4及び参考書類
- ・知的財産を活用した国際展開の推進事業（国際展開推進事業）にあっては別添5及び参

#### 考書類

- ・知的財産を活用した国際展開の推進事業（品種保護に向けたDNA品種識別技術実用化事業）にあつては別添6及び参考書類

なお、別添1～別添6中「事業の目的」とあるのは、変更申請の場合は「変更の理由」と、中止又は廃止申請の場合は「中止（又は廃止）の理由」とし、いずれの場合もその理由を記載すること。

注3 変更承認申請の場合は、事業実施計画の承認通知があつた内容等と容易に比較対照することができるよう、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、記入を省略できる。

注4 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「平成 年度〇〇〇〇〇〇事業実施結果報告書」とし、関係書類に実績を記載すること。

なお、別添1～別添6中「事業実施計画書」とあるのは、「事業実施報告書」、「計画」とあるのは「実績」とすること。

別記様式3（第9関係）

番 号  
年 月 日

事業承認者 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年度知的財産保護・活用推進事業収益状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった〇〇〇〇〇〇  
〇〇事業について、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23  
食産第4049号農林水産事務次官依命通知）第9の1の規定により、事業の収益の状況に  
ついて下記のとおり報告する。

記

- 1 事業に係る企業化、特許権等の譲渡又は特許権等を利用する権利の設定等事業を実施  
することにより発生した収益  
円
- 2 本年度までに補助事業に関連して支出した費用の総額  
円
- 3 補助金の確定額  
平成 年 月 日付け 第 号確定  
円

注1 〇〇〇〇〇〇には、次のうち該当する事業名を記入すること。

- ・知的財産活用ビジネスモデル構築事業（農業IT知的財産活用実証事業）
- ・知的財産を活用した国際展開の推進（品種保護に向けたDNA品種識別技術実用化事業）

注2 収益計算書等を添付すること。

事業承認者 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年度知的財産保護・活用推進事業特許権等に関する確認書  
(〇〇〇〇〇〇)

（事業実施主体名）は、知的財産保護・活用推進事業実施要領（平成 年 月 日付け 食産第号食料産業局長通知）第11の3に基づき、（事業承認者）に対し下記の事項を許諾することを確認しました。

記

1. 事業実施主体は、国から助成を受けて行う平成〇〇年度知的財産保護・活用推進事業の成果により特許権等を出願し、又は取得したときは、遅滞なく、実施要領の別記様式により（事業承認者）にその旨を報告するものとする。
2. 事業実施主体は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾するものとする。
3. 事業実施主体は、当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾するものとする。
4. 事業実施主体は、上記2に基づき（事業承認者）に当該特許権等を利用する権利を許諾したときは、（事業承認者）の円滑な権利の利用に協力するものとする。
5. 事業実施主体は、（事業承認者）が上記3に基づき、当該特許権等を相当期間活用していないことについて理由を求めたときは、遅延なく、理由書を（事業承認者）に提出するものとする。

※ 注 〇〇〇〇〇〇には、次のうち該当する事業名を記入すること。

- ・ 地理的表示保護制度推進事業
- ・ 知的財産発掘・活用推進事業
- ・ 知的財産活用ビジネスモデル構築事業（知的財産総合活用事業）
- ・ 知的財産活用ビジネスモデル構築事業（農業 I T 知的財産活用実証事業）

- ・知的財産を活用した国際展開の推進（国際展開推進事業）
- ・知的財産を活用した国際展開の推進（品種保護に向けたDNA品種識別技術実用化事業）

番 号  
年 月 日

事業承認者 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年度知的財産保護・活用推進事業特許権等に関する出願・取得状況報告書  
(〇〇〇〇〇〇)

下記のとおり本事業の成果に係る特許権等を出願（取得）したので、知的財産保護・活用推進事業実施要領（平成 年 月 日付け 産第 号食料産業局長通知）第11の3の規定に基づき、出願・取得状況報告書を提出します。

記

(特許権、商標権、実用新案権、意匠権等)

内 容	
種類・番号	
出願年月日	
取得年月日	
出願人	
発明者	

(著作権)

著作物の種類	
著作物の題号	
著作者の氏名（名称）	
著作物の内容	

※ 注 〇〇〇〇〇〇には、次のうち該当する事業名を記入すること。

- ・ 地理的表示保護制度推進事業
- ・ 知的財産発掘・活用推進事業
- ・ 知的財産活用ビジネスモデル構築事業（知的財産総合活用事業）

- ・知的財産活用ビジネスモデル構築事業（農業 I T 知的財産活用実証事業）
- ・知的財産を活用した国際展開の推進（国際展開推進事業）
- ・知的財産を活用した国際展開の推進（品種保護に向けた DNA 品種識別技術実用化事業）

## 地理的表示保護制度推進事業実施計画書

## 1 事業実施体制

総括担当者名	※本事業の総括者を記載してください。
窓口担当者名	※各ブロック窓口の担当者名を記載してください。
経理担当者名	※補助事業の経理報告などを行う者を記載してください。
※本事業における組織体制の概要を図等で示してください。 また、どういう関係・役割なのか分かるように示してください。	



## 2 事業目的

--

## 3 事業内容

### ①相談体制の整備

<p>ア：実施内容 イ：実施方法（管理・運営方法等） ウ：年間スケジュール（現地相談訪問スケジュールを含む。） エ：目標・波及効果 オ：効果測定方法等 カ：申請者が窓口等に相談せずに申請可能となるまでの将来ビジョン</p>
---

### ②説明会の開催

<p>ア：実施内容 イ：実施方法（説明会の内容等） ウ：年間スケジュール エ：目標・波及効果 オ：効果測定方法等</p>
--

### ③検討会の開催

ア：実施内容

イ：実施方法（検討・研修内容等）

ウ：年間スケジュール

エ：目標・波及効果

オ：効果測定方法等

## 4 事業成果・効果の検証方法

5 総括表

事業内容及び 経費の配分	事業費	負担区分		事業の委託	備 考
		国庫補助金	事業実施主体		
	千円	千円	千円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費	
計					

(注) 事業内容及び経費の配分は、交付要綱別表1の経費の欄の区分により記入すること。

## 知的財産発掘・活用推進事業実施計画書

## 1 事業実施体制

総括担当者名	※本事業の総括者を記載してください。
総括補佐者名	※総括者を補佐し、地域段階の事業実施主体との調整を行う者を記載してください。
HP担当者名	※HP運営の窓口となる者を記載してください。
ブロック担当者名	※ブロックごとに記載してください。
経理担当者名	※補助事業の経理報告などを行う者を記載してください。
※本事業における組織体制の概要を図等で示してください。 また、どういう関係・役割なのか分かるように示してください。	

## 2 事業目的

--

## 3 事業内容

### ①知的財産発掘・活用推進全国協議会の設置・管理・運営

ア：実施内容

イ：実施方法（事業周知、新規会員募集、管理・運営方法等）

ウ：年間スケジュール

エ：目標・波及効果（当該取組による効果（売上額、商談成立数を含む。））

オ：効果測定方法

### ②発掘調査

ア：実施内容

イ：実施方法（調査手法等） ※記載必須項目（調査体制・メンバー、取りまとめ手法）

ウ：年間スケジュール

エ：目標・波及効果

オ：効果測定方法等

### ③データベースの整備・活用

ア：実施内容

イ：実施・活用方法 ※記載必須項目（HPの表現手法、活用の仕方）

ウ：年間スケジュール

エ：目標・波及効果 ※記載必須項目（平成27年度の産品掲載件数）

オ：効果測定方法等

#### ④展示・商談会の開催

ア：実施内容  
イ：実施方法（開催・運営方法等）  
ウ：年間スケジュール  
エ：目標・波及効果  
オ：効果測定方法等

#### ⑤地域協議会の設置・管理・運営

ア：実施内容  
イ：実施方法（管理・運営手法等）  
ウ：年間スケジュール  
エ：目標・波及効果（当該取組による効果）  
オ：効果測定方法等

#### ⑥地方セミナーの開催

ア：実施内容（開催内容等）  
イ：実施方法  
ウ：年間スケジュール  
エ：目標・波及効果（当該取組による効果）  
オ：効果測定方法等

#### ⑦知的財産マネジメント能力を有する人材の育成

ア：実施内容（開催内容等）  
イ：実施方法  
ウ：年間スケジュール  
エ：目標・波及効果（当該取組による効果）  
オ：効果測定方法等

#### 4 事業成果・効果の検証方法

5 総括表

事業内容及び 経費の配分	事業費	負担区分		事業の委託	備 考
		国庫補助金	事業実施主体		
	千円	千円	千円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費	
計					

(注) 事業内容及び経費の配分は、交付要綱別表1の経費の欄の区分により記入すること。



## 知的財産活用ビジネスモデル構築事業（知的財産総合活用事業）実施計画書

## 1 事業実施体制

総括担当者名	※本事業の総括者を記載してください。
総括補佐者名	※総括者を補佐する者を記載してください。
経理担当者名	※補助事業の経理報告などを行う者を記載してください。
活用予定の 知的財産の概要	※名称、特徴・内容、権利者名を記載してください。 ※権利の状況なども含めて詳細を記載してください。
<p>※本事業における組織体制の概要を図等で示してください。 また、どういう関係・役割なのか分かるように示してください。</p>	
対象の農林水産物・食品	
対象に関する知的財産 (該当するものに○をつけて ください)	地理的表示、商標権、地域団体商標権、特許権、意匠権、実用新案権、育成者権 伝統野菜等の植物品種、動物の遺伝資源、地域ブランド、食文化・伝統文化、 生産・製造技術、その他 ( )
取組の背景・きっかけ	
これまでの取組内容	

## 2 事業目的

--

## 3 実施内容

### ①検討委員会の開催

ア：実施内容（開催内容） ※記載必須項目（メンバー、役割分担） イ：実施方法 ウ：年間スケジュール エ：目標・波及効果 ※記載必須項目（事業全体の方向性、開催件数、平成27年度から3年間の売上額） オ：効果測定方法等（売上額を含む。） カ：将来ビジョン（権利化への取組、ブランド戦略等）
--

### ②知的財産総合活用に係る調査

ア：実施内容（調査内容、調査件数） イ：実施方法（調査手法、調査体制メンバー、取りまとめ手法等） ウ：年間スケジュール エ：検討委員会への報告方法等
---

### ③知的財産総合活用に係る専門家への相談

ア：実施内容（相談内容） イ：実施方法 ※記載必須項目（専門家の氏名及び所属、専門家の選定理由） ウ：年間スケジュール エ：検討委員会への報告方法等
---

### ④その他

・「六次産業化・地産地消法」の認定の有無（どちらかに○をつけてください）

認定有	認定無
-----	-----

※認定を受けている場合は、認定通知書の写しを添付してください。

## 4 事業成果・効果の検証方法

--

5 総括表

事業内容及び 経費の配分	事業費	負担区分		事業の委託	備 考
		国庫補助金	事業実施主体		
	千円	千円	千円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費	
計					

(注) 事業内容及び経費の配分は、交付要綱別表1の経費の欄の区分により記入すること。

## 知的財産活用ビジネスモデル構築事業（農業 I T 知的財産活用実証事業）実施計画書

## 1 事業実施体制等

課題名	※本事業の課題名を記載してください。
事業実施主体名	※本事業の事業実施主体名を記載してください。
事業担当者名	※本事業の担当者の所属、役職、氏名を記載してください。
経理担当者名	※補助事業の経理報告などを行う者の所属、役職、氏名を記載してください。
事業実施主体の活動状況	※事業実施主体の今までの主な活動（特に取組事業や事業テーマに関する取組実績）や今後の活動について記載してください。
※本事業における組織体制の概要を図等で示してください。 また、どういう関係・役割なのか分かるように示してください。	

## 2 実施内容

### ① 検討会開催等事業推進費

ア：年間スケジュール  
イ：目標（事業全体及び本項において達成すべき成果を記載）  
ウ：取組内容（具体的かつ詳細に記載）

### ② 普及啓発セミナー開催費

ア：年間スケジュール  
イ：目標（達成すべき成果を記載）  
ウ：取組内容（具体的かつ詳細に記載）

### ③ モデル実証事業費

ア：年間スケジュール  
イ：目標（達成すべき成果を記載）  
ウ：取組内容（具体的かつ詳細に記載）

## 3 その他

- (1) 経費の支出に関する規程（謝金・旅費及び賃金の単価等が分かるもの）等を添付
- (2) 事業の一部を委託する場合には、その委託契約書（案）を添付
- (3) その他必要に応じて地図、写真等を添付

4 総括表

事業内容及び 経費の配分	事業費	負担区分		事業の委託	備 考
		国庫補助金	事業実施主体		
	千円	千円	千円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費	
計					

- (注) 1 事業内容及び経費の配分は、交付要綱別表1の経費の欄の区分により記入すること。
- 2 備考欄には、該当のある経費のみ記載すること。  
 なお、経費積算の根拠（単価、員数、日数等を明記した計算式等）を明記すること。
- 3 補助金の交付決定前に発生する経費は、自己負担となる。

## 知的財産を活用した国際展開の推進（国際展開推進事業）実施計画書

## 1 事業実施体制

総括担当者名	※本事業の総括者を記載してください。
総括補佐者名	※総括者を補佐し、調整を行う者を記載してください。
経理担当者名	※補助事業の経理報告などを行う者を記載してください。
※本事業における組織体制の概要を図等で示してください。 また、どういう関係・役割なのか分かるように示してください。	

## 2 事業目的

--

## 3 事業内容

### ①農林水産物等に係る知的財産の保護のための会議の開催

ア：実施内容（開催内容） イ：実施方法 ウ：年間スケジュール エ：目標・波及効果（会員数の増加等） ウ：効果測定方法等
---

### ②海外における知的財産制度等の調査

ア：実施内容（調査内容） イ：実施方法 ・海外現地調査（対象国、実施内容、調査方法（日数、調査員数を含む。）等） ・文献調査（調査事項（文献名）、調査員数等） ウ：年間スケジュール エ：目標・波及効果 オ：調査結果資料の作成（頁数、作成部数、配布先等） カ：効果測定方法等
---

### ③地方セミナーの開催

ア：実施内容（開催内容：開催場所、実施内容、講師数、参集範囲及び人数等） イ：実施方法 ウ：年間スケジュール エ：目標・波及効果 オ：効果測定方法等
--

### ④共同対応支援

ア：実施内容 ・対策会議の開催 （1）対策会議の開催（開催場所、実施内容、参集範囲及び人数等） （2）外国政府等働きかけ用資料の作成（対象国、内容、部数等） ・商標監視体制整備支援 （1）商標出願状況の監視に関する資料の作成（内容、頁数、部数、配布先等） （2）契約書等作成支援（支援内容（専門分野）、支援実施期間、員数等） （3）監視報告書作成（内容、部数、配布先等） イ：実施方法 ウ：年間スケジュール
--



エ：目標・波及効果  
オ：効果測定方法等

⑤食品企業知的財産担当 OB 等を活用した国別担当者の設置

ア：実施内容  
イ：実施方法  
・国別担当者（担当国、担当者、専門分野等）  
ウ：年間スケジュール  
エ：目標・波及効果  
オ：効果測定方法等

⑥知的財産権を活用した新たな海外展開ビジネスモデルの普及

ア：実施内容（事例の体系化等）  
イ：実施方法（普及方法等）  
ウ：年間スケジュール  
エ：目標・波及効果  
オ：効果測定方法等

4 事業成果・効果の検証方法

--

3 総括表

事業内容及び 経費の配分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		国庫補助金	事業実施主体		
	千円	千円	千円	(1) 委託先 (2) 委託する事業 の内容及びそれに 要する経費	
計					

(注) 事業内容及び経費の配分は、交付要綱別表 1 の経費の欄の区分により記入すること。

別添6

品種保護に向けたDNA品種識別技術実用化事業実施計画書

1. 事業実施主体の概要

- (1) 名称
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 団体の代表者氏名
- (4) 設立目的
- (5) 設立年月日及び事業年度：昭和○年○月○日（4月～3月）
- (6) 出資金等
- (7) 主たる事業の内容
- (8) 補助事業の実施体制

2. 事業の成果目標

3. 開発しようとするDNA品種識別技術（又は産地判別技術）の対象となる農産物の現状と課題等について

(1) 育成者権の状況等

植物の種類	品種名	育成者権の存続期間	備考

(2) DNA品種識別技術（又は産地判別技術）に関する現状と課題

植物の種類と品種名	現状	課題	対処方針等

4. 年度別取組内容

植物の種類	平成○年	平成○年	平成○年

注：取組内容については、技術開発の内容又は妥当性確認の方法について、昨年度までの取組内容や次年度以降の取組内容の予定を記載すること。

5. 推進会議等の開催

会議等の名称	開催時期	参加者の所属・氏名	検討内容等

6. 毎年の輸出金額の目標等

植物の種類 ( )

	平成〇年 (現状)	平成〇年 (目標)	平成〇年 (目標)	平成〇年 (目標)	平成〇年 (目標)	備 考
輸出数量 輸出金額						
国内生産量 国内生産額						
国内侵害発生状況 海外侵害発生状況						

7. 総括表

区 分	事業費	国 費 補助金	自 己 負担金	事業の 委託	備 考	
					千円	千円
※下記3項目のいずれかを記載	千円	千円	千円	千円		
DNA品種識別技術 の実用化	(例) 5,000	(例) 2,500	(例) 2,500	(例) 0	試薬購入費	100千円
DNA品種識別技術 の妥当性の確認		※「DNA 品種識別 技術の妥 当性確認」 の場合は、 事業費＝ 国費補助 金となり ます。			旅費	100千円
産地判別技術の実用 化					謝金	100千円
					人件費	100千円
計	5,000	2,500	2,500	0	委託費	100千円

(注) 必要に応じて、資料を添付すること。